

第370回監査セミナー

2024年5月8日

演 題：企業買収における行動指針の概要と実務対応

講 師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

パートナー弁護士 塚本 英巨氏

I 指針の策定経緯と概要

- 「企業買収における行動指針」(以下「指針」という)は、2022年10月に経済産業省に設置された「公正な買収の在り方に関する研究会」における議論を踏まえ、2023年8月31日に策定・公表された。
- 指針は、今後、対象会社の「同意なき買収」が増加し、対象会社の取締役会の拠り所となるべきものの必要性が高まっていることや、近時、有事導入型の買収への対応方針に基づく対抗措置の発動やその差止めを巡る裁判例が多数現れたことを踏まえ、策定されたものである。
- 指針の目的は、「上場会社の経営支配権を取得する買収を巡る当事者の行動の在り方を中心に、M&Aに関する公正なルール形成に向けて経済社会において共有されるべき原則論及びベストプラクティスを提示すること」であり、「望ましい買収」の実行が促進されることを期待するものである。
- 「望ましい買収」とは、①企業価値の向上と②株主利益の確保の双方に資する買収をいい、詳細については後述する。
- 指針は、対象会社の経営陣の保身目的による買収の阻害を戒めるなど、「望ましい買収」の実行を促進するため、中立的な立場から慎重に記述している印象を受ける。指針の解釈や指針を踏まえた対応において、対象会社・買収者は、いずれも、自己の立場に一方的に都合のよい解釈を避けるなど、慎重な対応を要する。

II 指針の三つの原則と対象

- 指針は、上場会社の経営支配権を取得する買収一般において尊重されるべき三つの原則として、以下の原則を示す。第2原則と第3原則は、第1原則を実現する前提として求められるものである。
 - ①第1原則：企業価値・株主共同の利益の原則
望ましい買収か否かは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させるかを基準に判断されるべきである。
 - ②第2原則：株主意思の原則
会社の経営支配権に関わる事項については、株主

の合理的な意思に依拠すべきである。

③第3原則：透明性の原則

- 株主の判断のために有益な情報が、買収者と対象会社から適切かつ積極的に提供されるべきである。そのために、買収者と対象会社は、買収に関連する法令の遵守等を通じ、買収に関する透明性を確保すべきである。
- 指針の主な対象は、買収者が「上場会社」の株式を取得することで、その「経営支配権を取得」する行為であり、当該行為が「買収」と定義され、また、その提案が「買収提案」と定義されている。
- また、指針の射程には、①対象会社の経営陣からの要請や打診を受けて買収者が買収を提案する場合だけでなく、②経営陣からの要請や打診が行われていない中で買収提案が行われる場合（“unsolicited offer / bid”）も含まれる。
- 指針は、買収提案について主に対象会社の取締役会と買収者がそれぞれ異なる立場で異なる利益を有する通常の買収取引、すなわち、独立第三者間取引を念頭に置いている。これに対し、いわゆるMBO及び支配株主による従属会社の買収のように、構造的な利益相反の問題が存在する取引は、2019年策定・公表の「公正なM&Aの在り方に関する指針」が対象としている。

III 「望ましい買収」と企業価値の向上

- 前述のとおり、「望ましい買収」とは、①企業価値の向上と②株主利益の確保の双方に資する買収をいう。政策的観点から、経済社会にとって望ましいものが「望ましい買収」である。そのため、対象会社の取締役会が買収提案に賛同しているかどうかということは「望ましい買収」かどうかの要素とはならず、そのような賛同を得ずに行われる「同意なき買収」も、上記①と②の双方を満たせば、「望ましい買収」に該当する。また、シナジーの実現に限らず、非効率な経営の改善を実現する買収も「望ましい買収」に当たり得る。
- ②株主利益の確保とは、企業価値の増加分が当事者間で公正に分配されるような取引条件をいう。株主

に対して公正に分配すべき利益（株主が享受すべき利益）としては、(i)「買収を行わなくても実現可能な価値」が最低限保障され、その上で、(ii)「買収を行わなければ実現できない価値」（買収によって生じる利益）の公正な分配としての部分も保障される必要がある。

- ①企業価値の向上については、そもそも、「企業価値」をどのように捉えるかが論点となるが、指針は、企業価値とは、会社の財産、収益力、安定性、効率性、成長力等株主の利益に資する会社の属性又はその程度をいい、概念的には、企業が将来にわたって生み出すキャッシュフローの割引現在価値の総和をいうものとしている。そして、指針は、買収を巡る当事者・関係者の間で定量的な概念として企業価値を評価・説明することが重要であるとするなど、企業価値が定量的な概念であることを強調している。
- 他方で、企業価値に関し、定性的な要素を全く考慮すべきではないということまで意味するものではないものの、定量化し難い、定性的な要素を強調して、買収を阻害することを避ける必要があるとしている。
- 企業価値の向上に資するかどうかは、あくまでも「将来のキャッシュフロー」が増加するかどうか、それに貢献・寄与するかどうかから判断される。例えば、事業活動において従業員や取引先等のステークホルダーが貢献することや非財務情報も、定量的な将来のキャッシュフローを増加させるものとして定量的な評価に反映するなどして、企業価値に含めることは許容される。
- これに対し、対象会社の経営陣が、測定が困難である定性的な価値を強調することで、例えば、企業価値の概念の不明確化や経営陣が従業員の雇用維持等を口実として保身を図るための道具として利用することは、厳に慎まなければならない。

Ⅳ 買収提案を巡る取締役（会）の行動規範

～ある日突然、買収提案を受けたら？～

1 ステップ①：買収提案の受領

～取締役会への付議又は報告～

- 経営陣又は取締役は、経営支配権を取得する旨の買収提案を受領した場合には、速やかに取締役会に付議又は報告することが原則とされる。これは、望ましい買収が顕在化する機会を失わせないためである。
- 「付議」とは、買収提案について実質的な審議・検討を行うために取締役会に上程することをいう。「付議」された場合は、取締役会で後述の「真摯な検討」がされることが期待されているなど、指針上、「付議」と「報告」は、区別されている。そして、買収提案の具体性又は買収者の信用力によっては、「報告」のみに留め、取締役会では実質的な審議を行わないこともあり得る。もっとも、実務的には、取締役会において、「報告」がされれば、実質的な審議・検討が行われることもあるであろう。



- 取締役会に「付議」すべき買収提案と言えるかは、提案の具体性・信用力の観点から外形的・客観的に判断される。提案の内容・趣旨を明確にするなど、提案の具体性・信用力を把握するためのやり取りを提案者との間で行ってから、取締役会に付議・報告することも許容され得ると考えられる。

2 ステップ②：取締役会における検討

～「真摯な検討」の条件としての「真摯な買収提案」～

- 買収提案が付議された取締役会では、「真摯な買収提案」に対しては「真摯な検討」をすることが基本とされる。
- 「真摯な買収提案」とは、具体性、目的の正当性及び実現可能性のある買収提案（“bona fide offer”）をいう。「真摯な買収提案」の該当性は、取締役会として今後、時間とコストをかけて「真摯な検討」を進めるに値する提案かどうかを判断するための一つの指標である。「真摯な買収提案」を恣意的に解釈し、企業価値を高める提案を安易に断ることがないよう留意する必要がある、外部のアドバイザーの助言を受けて判断することも選択肢となる。
- 指針では、具体性、目的の正当性及び実現可能性のそれぞれについて、それが合理的に疑われる場合が列举されており、これらを総合考慮することにより、「真摯な買収提案」に当たらないと判断することもあり得る。しかし、「真摯な買収提案」の判断において、取締役会に過度な裁量を与えたり、保身的な行動を許容したりする趣旨ではなく、また、いずれかの要素に該当すれば直ちに「真摯な買収提案」に当たらないと判断すべきとする趣旨ではないとされていることに留意する必要がある。
- 「真摯な買収提案」であるとして、取締役会が「真摯な検討」を進める際には、買収後の経営方針、買収価格等の取引条件の妥当性、買収者の資力・トラックレコード・経営能力、買収の実現可能性等を中心に、企業価値の向上に資するかどうかの観点から買収の是非を検討することになる。買収提案を巡る検討・対話を進めるために必要な情報を買収者や対象会社が提供する上で、秘密保持契約及びデュー・ディリジェンスへの対応について検討することが必要となる場合もある。
- また、価格や買収比率等、取引条件に関する検討・交渉では、利益相反等の程度に応じ、社外取締役や特別委員会が検討・交渉過程に実質的に関与することが望ましいとされる。利益相反とは、経営陣・取

締役の留任の可否や従業員の処遇等を巡る問題であり、株主共同の利益よりも経営陣・取締役や従業員等の利益を優先的に考慮するおそれがあり得ることを指す。

3 ステップ③：取締役会が買収に応じる方針を決定

- 「真摯な検討」の結果、取締役会では、買収に応じる方針とするかどうかを決定することになる。「取締役会が買収に応じる方針を決定する場合」とは、例えば、(i) 対象会社として積極的に経営支配権の移転に係る買収提案を模索し提案の選択や条件の設定の交渉に入った場合や (ii) 経営支配権を取得する旨の買収者からの提案に応じる方向で合意に向けた交渉に入った場合をいう。
- 取締役会が買収に応じる方針を決定する場合は、株主にとってできる限り有利な取引条件を目指して、真摯に交渉をすることがポイントとなる。例えば、(i) 企業価値に見合った買収価格に引き上げるための交渉を尽くす、(ii) 競合提案があることを利用して競合提案に匹敵する程度に価格引き上げを求める、(iii) 部分買収であることによる問題が大きい場合は、全部買収への変更も含めて交渉するといったことが挙げられる。いわゆる「マーケット・チェック」（例えば、入札手続・オークションや複数の潜在的な候補者への個別の打診を行う方法）を行うことにより、買収条件の改善を目指すことも合理的である。

V 指針への対応の理解のポイント

- 以上が指針の概要であるが、以上では、いわゆる対応方針・対抗措置（買収防衛策）といった、指針の第5章で取り上げられているものには触れていない。もちろんこれらの論点も重要であるが、指針のもとで、何らかの有効・法的安定性の高い対応方針・対抗措置をとることができるようになったので安心ということではなく、むしろ、事業会社による同意なき買収提案を前提として、これに対して対抗措置をとること、買収自体を阻止することは、現実的ではないことこそを認識すべきである。
- まず、上場会社は、2023年3月の東京証券取引所の要請により、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を求められ、経営資源の適切な配分を意識した抜本的な取組みを行うことが求められている。その一環として、成長の実現に向けた投資であるM&Aを重要な成長戦略の一つに位置づける必要性が高まっている。そのため、魅力的な対象会社がある場合、買収提案者側が対象会社の「同意」を得ることを待てるとは限らない。その結果、対象会社の「同意」があるかどうかにかかわらず、事業会社が積極的に買収（＝「同意なき買収」）を仕掛けてもよいという土壌が出来上がりつつある。
- また、友好的な買収提案に対し、事業会社が対抗提案（これ自体も「同意なき買収」の提案）を行う可能性も高まっている。対抗提案については、企業価値向上策の優劣はもとより、買収価格が極めて重要となる。

- さらに、前述のとおり、非効率な経営の改善を実現する買収も「望ましい買収」に当たり得る。例えば、事業ポートフォリオマネジメントの観点から、ノンコア事業（自社グループが競争優位性を有しない事業）を整理・撤退するための売却の提案（譲受けの申し出）を受ける可能性もあり得る。資本コストを意識し、グループ全体の事業ポートフォリオの定期的な見直しと最適化、コア事業（自社が“ベストオーナー”になれる事業）への経営資源の集中投下を行う必要性が更に高まる。
- 以上からすると、上場会社が留意すべきは、アクティビスト株主による買付けとそれに対する対抗措置よりも、むしろ、事業会社による同意なき買収提案である。そして、事業会社による同意なき買収提案に対して対抗措置をとること、買収自体を阻止することは、現実的ではない。事案によって、せいぜい“時間稼ぎ”のため対抗措置をとることができる程度である。
- そして、事業会社から買収提案を受けた場合、指針にあるとおり、「真摯な提案」に対しては、「真摯な検討」をすることが極めて重要となる。買収提案者の企業価値向上策と対象会社の現経営陣の企業価値向上策のどちらが「定量的に」優れているか、を判断する必要がある。現在の株価に比して十分なプレミアムを乗せた買収価格による買収提案がある場合、買収提案者が、企業価値向上策について、対象会社の現経営陣のものよりも優れているとの自信を持っていることの現れでもあるといえ、現経営陣の企業価値向上策がそれよりも優れていることを示すことは、容易ではないであろう。
- 買収提案を受けないためにも、日頃から、企業価値向上策・成長戦略・資本効率の改善策を株主・投資家に対し、分かりやすく、かつ、説得的に開示・説明し、早期に実行することが重要となる。買収提案を受けてからでは、もはや遅いことを肝に銘ずるべきである。
- アクティビスト株主の関係では、それ自身による買収提案よりも、事業会社から買収提案を受けた際に、買収対価をはじめとする買収条件の相当性やその前提としての公正性担保措置の十分性といった、株主の利益が十分に保護されているかという点に留意する必要がある。アクティビスト株主も、指針への遵守を求めている。
- 取引先（法人株主）のような“安定株主”・“与党株主”も、自身の株主に対する説明責任との関係で、対象会社との“良好な関係の維持”といった定性的な理由から同意なき買収提案に対して反対することが困難となりつつある。むしろ、現在の株価よりも高い提案価格に対して賛同（応募）するなど、内容面・定量的観点を踏まえた、是々非々での対応が求められ、もはや“安定株主”・“与党株主”とは言えなくなりつつある。安定株主が“野党株主化”していることも、十分に認識する必要がある。
- 他方で、買収者側の立場で見た場合、対象会社の株

主に十分な情報と時間を提供することで、対象会社の株主の適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）が行われることが期待されている。その関係で、対象会社やその株主に対して必要な情報や時間が提供されずに買収がされること等により、企業価値ひいては株主共同の利益が損われる可能性があるとしており、この場合、対象会社やその株主に対して検討のための十分な情報や時間を確保するため、買収への対応方針が導入され、対抗措置が発動される可能性があることに留意する必要がある。

- ・買収条件については、買収候補者の選定に当たって入札プロセスを経る場合、買収価格が吊り上がりや

すくなっている。また、同意なき買収・同意なき対抗提案の場合、対象会社に対するデュー・ディリジェンスを実施するとしても、対象会社の協力を得られないため、その秘密情報を入手することができず、そのようなデュー・ディリジェンスを前提として買収価格を提示することになり得る。このように、買収者としては、買収価格に見合うシナジーの発生が本当に見込まれるのかなど、買収価格の合理性について、善管注意義務に違反しないよう、慎重な検討を要し得ることに留意する必要がある。

（本要旨は講師の塚本英巨先生からご寄稿いただきました）

第584回研修見学会

2024年4月25日

星薬科大学

4月25日（木）13時50分、東京都品川区荏原にある星薬科大学に参加予定者25名全員が参集した。当日は気温が高く熱中症を危惧したが、大学のご厚意により、学内のラウンジで待機させて頂くことができた。親切かつ臨機応変な対応に感動した。

星薬科大学は、創立者の星一（ほしはじめ）氏が1911年に星製薬株式会社を設立した際、社内に教育部門を設けたことを始まりとする。1950年には新制の星薬科大学が設立され、薬学を基礎として生命・健康を科学し創薬研究・開発等に携わる人材の育成をめざしている。

創立者の像の前で集合写真を撮影した後、2種類のパンフレット（注1）が配布され、本館と薬用植物園の2班に分かれて、職員の方々が先導して案内が開始された。

本館は星製薬株式会社設立10周年を記念して、アントニン・レーモンド（注2）が設計し、1924年に竣工した鉄筋コンクリート造、地上3階建ての建物である。メインホールに入ると、吹き抜けになった壮大なドーム状の天井に目を奪われた。空襲に備えてコーラルが塗られた天窓には1982年に鮮やかな色彩の薬草をモチーフにしたステンドグラスが嵌め込まれて美しい光景を見せてくれる。舞台と観客席の間にはオーケストラボックスがあり、戦後、NHKの「のど自慢」や「とんち教室」の会場として使われ実況放送が行われたとの事である。

本館内の、1階から3階へつながるスロープの両側の壁に古代の宮中で行われた「薬狩」と「鹿茸狩（ろくじょうがり）」を表現した見事な壁画が描かれていた。耐震補強及びバリアフリー工事の実施により2004年には第14回BELCA賞ロングライフ部門（注3）を受賞しており、2024年11月に竣工から100年を経る学びの場として今もなお大切に使われていることに賞賛の声が出た。

薬用植物園は、約3000㎡の敷地を水生植物園、標本園、野草園、温室に区分し、薬用を中心とした有用

植物約1000種が栽培されている。シャクヤク（芍薬）のように名前は知っているものの実物を見るのは初めてという植物も多く、様々な質問に対して職員の方から丁寧に回答して頂いた。熱心にメモを取る方、ハッカの葉を手に取り香りを嗅ぐ方、美しい花々を近くから写真に収める姿も見られた。

歴史資料館には創業・建学時からのゆかりの写真や品々が展示されている。星一氏は、1873年に現在の福島県いわき市に生まれ20歳で渡米。苦労しながらコロンビア大学で経済学、統計学を学び、1906年に帰国するや、星製薬所を設立。時代に先んじて特約店制度を敷くなど事業を発展させるとともに国会議員としても活躍した。当時の製品に加え、留学中に同郷で親しくなった野口英世が使用した顕微鏡や、第一次大戦後困窮したドイツ学会を支援したことから贈呈された記念品等興味深い品々が展示されている。本館はコロンビア大学のロー・ホールを模して設計されたが、設計者アントニン・レーモンドはプラハ工科大学卒業後に渡米し、フランク・ロイド・ライトと共に帝国ホテル建設のため、1919年来日。戦前、戦後を通じて長く日本で活躍した。メインホール内の照明等、本館の装飾は妻ノエミの作品だという。本館建設中に夫妻を撮影した写真を見て、来校したお孫さんが大層喜んだとのことであった。

職員の方から、「マツモトキヨシ」創業者の松本清氏は1930年に星製薬商業学校の卒業生であった。星一氏の長男で作家の星新一氏の本名は親一で星薬科大学の教育理念である「親切第一」から二文字をとって名付けられた。星一氏が1951年渡米中に死去して会社が経営危機に陥った際にホテルニューオータニ創業者の大谷米太郎氏が経営を引き継ぎ大学が存続できた等の貴重な話をうかがう度に参加者から驚きの声が上がったことが印象深い。

予定通り15時前には見学が終了し、説明して下さった方々にお礼を述べ、正門前で解散した。なお、大学近傍の店で有志による懇親会を開催した。

今回は、東京農業大学、東京海洋大学に続く大学での研修見学会であったが、毎回、学ぶところが多い。また、澁澤榮一氏、服部金太郎氏、古河市兵衛氏等が続いて、今回、星一氏という近代の優れた経営者について新たに学ぶ機会を得たことも有意義であった。

(注1) 星薬科大学本館／歴史資料館案内、星薬科大学薬用植物園案内

(注2) チェコ出身、米国の建築家で、日本モダニズム建築に大きな影響を与えた。

(注3) 長期間の使用を考慮した優良な建築物の所有者や設計・施工・維持管理担当者等に贈られる賞。

(参考文献)

・「星薬科大学八十年史」1991年、学校法人星薬科大学発行

・「現代日本建築家全集1」1971年、三一書房

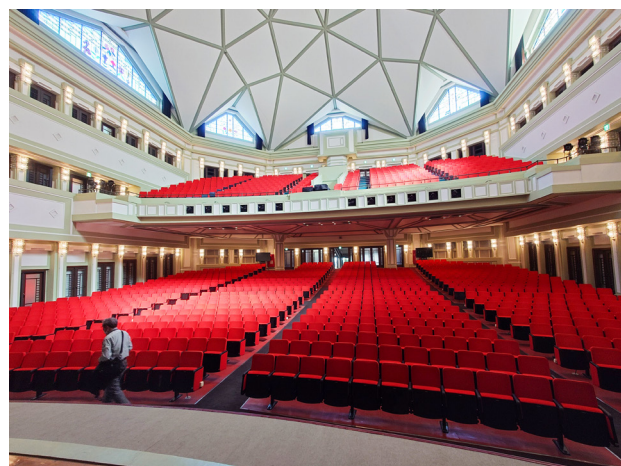
(主幹事・文章 宗廣信、副幹事 飯盛孝夫、写真 大場一彦ほか)



星一氏の胸像、本館を背にして



薬用植物園で様々な薬草を見学



美しいデザインの本館メインホール

第585回研修見学会

2024年5月14日

南町田グランベリーパーク

前日の強い雨風が収まり、当日は気持ちの良い晴天の下、南町田グランベリーパークの研修見学会を実施しました。申込み後のキャンセルもなく参加者23名(会員3名・会友20名)が予定通りに1時45分に集合し、駅前で集合写真を撮影し会場ホールに移動後2時より東急の方による概要説明で始まりました。

説明会では動画と社員により、南町田グランベリーパークの開発コンセプトや開発の進捗状況等について説明がありました。開発コンセプトは都市基盤、都市公園、商業施設、都市型住宅などを一体的に再整備・再構築し「新しい暮らしの拠点」を作り出していくというもので、プロジェクトは2013年より始まり、町田市と東急が連携して進められました。

開発地域は商業施設であるグランベリーパーク、心と体が健康になり「日常生活+α」が楽しめる鶴間公園、その公園と商業施設をつなぎ地域の住民と来訪者

のコミュニティ形成の場であるパークライフ・サイトから形成されている約22ha(東京ドーム約4.7個分)の広大なエリアです。そのエリアでは、コンクリートなどの人工物ではなく、石や土・緑などの自然環境がもともと持つ力や機能を生かして、生活を支える「グリーンインフラ」を採用されていることや、地域との関係づくりで開催されているイベントや、まち全体での防災への取り組みなどについて説明していただき、複合利用ゾーンの整備などは現在も進行中・計画中であることも知りました。

説明後の質疑応答では、防災・医療や人口変動・駅利用人数および未利用ゾーンに関して等の様々な観点からの質問や近隣にお住いの会友の方からのユーモアを交えたスーパーに関しての要望などがあり、各々に対して丁寧な説明を頂きました。

その後、東急電鉄の方とともに全員で現地視察を行いました。まずパークライフ・サイトにある緑の遊歩道を通り、少し階段を上った後、数分歩き南町田グランベリーパーク駅に着きました。駅は周辺の歩行者ネットワークの整備を目的に南北自由通路を設け、高低差の解消とともに24時間通行可能な動線を整備したとの事でした。筆者は近郊に住んでおり、何度もこの駅や施設を利用していますが、駅や駅周辺がそのような目的で改良されたので、確かにフラットで広々しているのだと納得しました。

さらに、商業施設であるグランベリーパークを視察しましたが、全ての建物の規模を細かく分割し、高低差を持たせ、勾配のある屋根とすることで、歩いて楽しい街並みとして「ヴィレッジ型空間」の建物を計画してあるとの説明もあり、これも納得させられました。

視察中も様々な質問があり、その都度、東急の方より丁寧に参加者へ説明をいただきました。

視察が終わり予定時間を大幅に超え研修見学会を終りましたが、事前の呼びかけに基づき、有志16名にて鶴間公園内にある少しお洒落な食堂で懇親会を実施し、大いに盛り上がり交流を深めました。(当日懇親会参加希望の方には会場の都合でお断りしてしまい、申し訳ございませんでした)

今回の見学会には初参加者や現役の方も参加され、今後も研修見学会がこうした会員・会友間のリアルでの交流の場となることを期待しています。

(主幹事 吉村研一)



南町田グランベリーパーク駅頭で



まちづくりプロジェクトの説明に聴き入る

第16回定時社員総会

2024年5月27日

一般社団法人監査懇話会の第16回定時社員総会は5月27日(月)千代田区立日比谷図書文化館地下1階コンベンションホールにて開催されました。2023年5月に新型コロナウイルス感染症が第2類相当から第5類に移行されて、ようやくコロナ禍前の状況に戻りつつある中での定時社員総会となりました。こうした環境下ですが、まだ予断は許されず、昨年同様、例年より時間を短縮して行うこととしました。

昨年は出席を慎重にご検討頂くようお願いしてZoomでの視聴も可能としましたが、今年度は会場出席と議決権行使書送付による議決権行使のみで開催することに致しました。43名の会員・会友のご出席をいただき、総会議事が進められました。また4月末現

在の333名の社員に発送された5月1日付「第16回定時社員総会招集ご通知」に対し、期限までに190通の有効議決権行使書面を受領しました。

午後1時30分、司会の坂倉理事により開会が告げられ、太田会長が議長として議事を進行しました。

岡部監事の監査報告に続き、「2023年度事業報告」では、(1)平常状態への復帰を目指したが会員・会友数については年初計画より大幅な減少を余儀なくされた。(2)会員・会友へのサービス維持目的で充実した会報発行やオンライン方式併用セミナー等において双方向の情報交換を行った。(3)コロナ禍の影響もあり、既存の会員・会友が新規入会者を勧誘・紹介することが出来なかった等の議長報告がありました

が、社員からの意見や質問はなく終了しました。

続いて議案の審議に移り、本総会に提出された4議案すべてが、出席者43名と議決権行使書190票による議決権行使があり、過半数の賛成票で原案通り承認可決されました。議長からは理事選任議案承認可決に際し、本総会終了後に開催される第219回理事会において、定款の定めに従い「会長、副会長の互選」「会長代行順位の決定」「理事への会務委嘱」について決議し、結果を会報6月号に同封して社員の皆様にお届けするとの説明がありました。

議長から目的事項の審議が終了した旨発言があり、司会が第16回定時社員総会の終了を告げました。時刻は午後2時5分と短時間で総会が終了しました。

今回の総会では、会費改定（値上げ）を付議させていただき、1997年5月の会費改定（値上げ）決議から27年ぶりのご審議・ご承認をいただいた総会となりました。会員・会友の皆様のご協力に感謝申し上げます。

（石北 俊彦）

新任理事ご挨拶

理事就任にあたって



大屋 俊治

第16回定時社員総会で理事に選任され、引き続き会報委員長を、また新たにホームページ管理委員長を拝命いたしました。

私は、2017年に菱電商事株式会社（現・株式会社RYODEN）の常勤監査役就任と同時に監査懇話会に入会しました。会社では長く財務経理部門に在籍していましたが、監査の経験はなく、当会で受講した監査基礎講座や監査セミナーが大変役に立ち、充実した監査活動で任期を全うできたと思っています。

2019年度からは、会計基礎講座（決算と法規制）の講師を4年間担

当致しましたが、自分自身も会計法規等の知識をアップデートでき、とても勉強になりました。そして、2022年度から会報委員を、昨年度から会報委員長を務めています。

今期からは、ホームページ管理も加わり、会員・会友の皆様へ正確で役に立つ情報を2つのメディアを通じてご提供して参りたいと思っています。

また、生涯学習として、楽友会（合唱）、写友会（写真）、エッセイクラブ、ウォーキング同好会でも活動していますので、よろしくお願い申し上げます。

理事就任にあたって



松岡 尚登

この度、理事に選任され、併せて会計基礎講座委員長を拝命しました。

私は、三菱電機（株）の経理及び経営企画部門において、予算・経営計画策定業務や原価管理、経理制度制定、経理部員教育、関係会社管理、監査等の業務に従事してきました。その間に海外を含むグループ会社の監査役や三菱電機グループ企業年金基金の資産運用委員等を経験し、現在は（株）メルフィスのシニアアドバイザー、三菱電機（株）人材開発センター「ビジネス教室」講師、一

般社団法人企業研究会「経理戦略会議」の運営幹事を務めております。

監査懇話会には2017年に入会し、2019年から会計初歩講座及び会計基礎講座の講師を担当してきました。仕事以外では、趣味のマジックや腹話術、論語や百人一首の研究等を楽しんでいます。仕事も趣味も楽しみながらやるのが私のモットーです。これからは会計基礎講座委員長として、微力ながら皆さんにとってわかりやすく役に立つ講座の企画・運営を心掛ける所存ですので、よろしくお願い致します。

70 周年記念行事ご案内（予告）

当会は、本年 11 月に創立 70 周年を迎えるに当たり、以下の記念行事を予定していますので、ご案内いたします。

尚、演題など詳細が決定次第、都度メルマガやホームページでお知らせして参ります。

1. 70 周年記念特別講演

元監査懇話会特別顧問、青山学院大学名誉教授 八田進二氏の講演会

・日時 2024 年 10 月 29 日（火）14：00～16：30 ・場所 日比谷図書文化館

2. 70 周年記念監査セミナー

（1）監査懇話会特別顧問、獨協大学法学部教授 高橋 均氏

・日時 2024 年 7 月 16 日（火）10：00～12：00 ・場所 日比谷図書文化館

（2）監査懇話会特別顧問、山口利昭法律事務所代表弁護士 山口利昭氏

・日時 2024 年 10 月 3 日（木）14：00～16：30 ・場所 日比谷図書文化館

3. 70 周年記念講演会

共同通信客員論説委員 会田弘継氏「米国新大統領の日米政治への影響（仮題）」

・日時 2024 年 12 月 17 日（火）14：00～16：30 ・場所 日比谷図書文化館

4. 会報 10 月号を「70 周年記念号」として発行します。

特別寄稿を別府正之助氏にお願いし、その他は会報委員会にて鋭意検討中です。



生涯学習部会コーナー



句遊会

五月詠草

兼題：花菖蒲、薫風、当季雜詠

花菖蒲タナゴ数匹株の間に

石原 克己

泰平の江戸や迷路の花菖蒲

中山 知祐

野を行けば明るき水辺花菖蒲

新谷 亮介

風薫る午後の庭園コンサート

城戸崎雅崇

墨堤に異国語あふれ風薫る

森 邦彦

風薫る田安門から武道館

大仲 正敏

風薫る碁仇の待つ碁会所へ

川田 勝美

ジャスミンの花に二とき香に三とき

佐藤 政百

鮮やかや雨にも映える白躑躅

安井 正浩

腰痛の妻いかんともせんさつき咲くのに

眞田 宗興



撮影場所：水郷潮来あやめ園

昨年、梅雨の合間に千葉・茨城両県に跨る水郷地域を訪れました。
咲き誇る白や黄色、紫のハナシヨウブが見事でした。
この花が終わる頃、季節は夏本番を迎えます。
撮影条件：SONY・DSC-RX10M4、220mm、f/4、1/640、ISO100

事務局通信



◆行事報告

第219回理事会

5月27日(月)16:30～17:00 日比谷図書文化館 16

会報委員会

5月13日(月)10:00～12:45 事務局 7

5月18日(土) メール交換 7

広報委員会

5月17日(金)10:00～11:00 事務局 1

オンライン 8

15:30～17:00 男女平等センター 9

(新入会員4名含む)

第16回定時社員総会

5月27日(月)13:30～14:05 日比谷図書文化館 43

◇一般部会

第809回講演会

5月27日(月)14:45～16:15 日比谷図書文化館 53

オンライン 23

講師 ジャーナリスト 濱本良一氏

演題 激変する台湾海峡を巡る東アジア情勢

第585回研修見学会

5月14日(火)13:45～15:30 南町田グランベリーパーク 23

◇監査部会

第370回監査セミナー

5月8日(水)14:00～16:30 日比谷図書文化館 29

オンライン 52

(会場:体験1名、特別聴講A1名 オンライン:体験4名、特別聴講B1名含む)

講師 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法

共同事業 パートナー弁護士 塚本英巨氏

テーマ 企業買収における行動指針の概要と実務対応

23年度第11回監査基礎講座

5月24日(金)13:30～17:00 文京シビックセンター 29

オンライン 15

(オンライン:特別聴講B定期1名含む)

講師 オリックス銀行(株)監査役 太田 剛氏

テーマ 監査役等の在り方を考える

第285回監査実務研究会 特別セミナー

5月31日(金)14:00～17:00 文京シビックセンター 26

オンライン 36

(会場:特別聴講B定期1名含む)

問題提起者 オムロン(株)監査役

公認会計士 内山英世氏

コーディネータ 元(株)三通 監査役 中井淳夫氏

テーマ 監査役監査変革の試み

第132回監査技術ゼミ

5月30日(木)14:00～17:00 文京シビックセンター 30

オンライン 55

(オンライン:特別聴講B定期1名含む)

講師 東京霞ヶ関法律事務所

パートナー弁護士 遠藤元一氏

テーマ いわゆる経営判断原則マターに監査役等はどう のように監査を行うべきか～「守り」と「攻め」 のガバナンスを担う監査役等のポジション向 上のため～			
◇生涯学習部会			
句遊会 例会			
5月1日(水)13:00～15:00	菱友会会議室	9	
写友会 例会			
5月13日(月)13:30～17:00	文京区民センター オンライン	16 2	
画友会 例会			
5月6日(月)13:00～16:30	文京シビックセンター	8	
楽友会 例会			
5月29日(水)13:00～16:30	福祉センター江戸川橋	15	
棋友会 職域団体対抗将棋大会			
5月26日(日)9:00～15:30	アリーナ立川立飛	5	
例会			
5月28日(火)13:00～17:00	六甲クラブ	中止	
◇同好会			
楽器演奏同好会			
5月17日(金)13:15～17:00	横浜練習会場	10	
エッセイクラブ			
5月30日(木)11:30～13:30	如水会館	10	
江戸文化研究会			
5月11日(土)14:30～17:00	福祉センター江戸川橋	16+5	
◆4月度会員・会友異動			
(交替会員)			
○海老原実	三菱電機ライフサービス(株) 常勤監査役 前任:池本琢磨		
○笠原政宏	(株)I N P E X マセラ 常勤監査役 前任:岩田洋一		
○楠田茂弘	(株)三井ホームエステート(株) 常勤監査役 前任:木下 泉		
○黒田淳司	三菱電機ソフトウエア(株) 監査役 前任:越田和也		
○古賀博之	スパイダープラス(株) 常勤監査役 前任:麻生修平		
○清水貞治	(株)日経リサーチ 監査役 前任:大野淳二		
○新聞和也	王子グリーンリソース(株) 常勤監査役 前任:中野文雄		
○播磨秀樹	(株)ビューティーシェアリングテクノロジー ズ 常勤監査役 前任:村田 猛		
○二川賢一	三菱電機インフォメーションシステムズ(株) 常任監査役 前任:山川 晃		
○松田 進	三菱電機インフォメーションネットワーク (株) 常任監査役 前任:川崎伸一郎		
○柳川茂治	日経メディアマーケティング(株) 監査役 前任:今村行雄		
○横山秀利	(株)アイブラネット 常勤監査役 前任:東 英夫		
○依田 祐	日経メディアプロモーション(株) 監査役 前任:小田 正		
(退会会員)			
○白石俊夫	(株)太知ホールディングス 常勤監査役		
○鈴木仁志	綜研化学(株) 監査役		
○高頭 篤	三菱電機冷熱機器販売(株) 常勤監査役		
○高橋 薫	兼松エレクトロニクス(株) 常勤監査役		
○田島 洋	王子エンジニアリング(株) 常勤監査役		
○中島康晴	日東紡績(株)社外取締役 監査委員会委員長		
○山内達也	(株)K i t e R a 常勤監査役		
(退会会友)			
○圓乗 洋	元住友三井オートサービス(株) 常勤監査役		
○加瀬康彦	元(株)弘電社 監査役		
○木下博之	ライト工業(株) 顧問		
○熊倉彰吾	元東海高熱工業(株) 監査役		
○澤田泰彦	(株)インテックソリューションパワーフェロー		
○高世庸行	元J F E ミネラル(株) 常勤監査役		
○田中春夫	元(株)三菱電機ビジネスシステム 監査役		
○長江賢治	元菱電商事(株) 常勤監査役		
○丸山景資	元日東電工(株) 常勤監査役		
○吉澤大輔	元診療化成(株) 監査役		
(変更)			
○井出正宣	【社名】(株)日経東京製作センター⇒(株)日経東 日本製作センター		
◆5月度会員・会友異動			
(新入会員)			
○崔 愛理	(株)t e a m S 常勤監査役		
(退会会員)			
○西岡博之	(株)エイジス 常勤監査役		

会 員	会 友	計
200	133	333

2024年5月末現在

編集後記

☆今月は都知事選、瀕死の岸田政権が9月の自民党総裁選に向けてどんな手を打つのか、「もしトラ」もあり
 そうな11月米大統領選～と2024年は国内外共に政治の季節です。☆講演会では、ジャーナリストの濱本良一
 氏が「1月の台湾総統選で当選した頼氏は蔡前総統の対中自立路線を引き継ぐだろう」と見通しを語りました。
 筆者は台湾の山を2000年代後半に1度、2010年代に2度、都合3年に渡って登り、その度に揺れ動く対中政
 策を見聞きました。国民党政権の時は対中融和策で、空港の中国本土航空各社の受付カウンターが十何社に
 も広がったり、民進党政権になると、街のネオンサインに「私たちは中国人ではない。台湾人だ」とする標語
 が出たりしていました。濱本氏は、かたや習近平主席は台湾統一の強硬政策を取り続けるとして、これまでの
 緊張関係が続くと話しました(講演要録は次号掲載)。☆監査セミナーでは、塚本英巨弁護士が経産省作成の
 企業買収の行動指針を解説、さらに実務対応について詳細に話されました。☆研修見学会は町田市と東急が提
 携して街造り中の「南町田グランベリーパーク」。視察後の懇親会会場は「つるま食堂」。「食堂」という名前
 こそ、ハイセンスな街には不釣り合いでしたが、建物はお洒落で出された食事や飲み放題のお酒は結構なもので
 した。
 (清水光雄)